

神戸市外国語大学大学院研究科担当教員資格及び審査に関する規程

2019年4月1日

規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市外国語大学（以下「本学」という。）大学院研究科において講義及び研究指導を担当する教員（以下、「担当教員」という。）の資格及び審査に関し必要な事項を定める。

(資格基準)

第2条 新たに修士課程を担当する教員は、関連する専門分野において公表された著書・論文等（共著を含む。以下同じ。）5点以上、あるいはこれと同等の研究業績を有し、かつ、下のア、イ又はウのいずれかに該当する者とする。

ア 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位も含む。)を有すること。

イ 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

ウ 専門分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 新たに博士課程を担当する教員は、関連する専門分野において公表された著書・論文等10点以上、あるいはこれと同等の研究業績を有し、かつ、下のア、イ又はウのいずれかに該当する者とする。

ア 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位も含む。)を有すること。

イ 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

ウ 専門分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(審査手続)

第3条 資格審査を希望する者は、必要な審査書類を添えて、所定の期日までに研究科長に申し出なければならない。

2 研究科長は、前項の規定による申し出がなされたときは、カリキュラムとの整合性等に関して、大学院運営部会や関係領域の教員から意見を聴くことができる。

3 研究科長は、カリキュラムとの整合性等に問題がないと判断したときは、大学院担当教員資格審査専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

4 専門委員会は2名の研究科会議構成員をもって構成する。ただし、研究科長は、必要があると認めるときは、研究科会議の意見を聴いて、1名に限り研究科会議構成員以外の者を専門委員会の委員に加えることができる。

5 専門委員会は、研究業績の審査を行い、その結果を研究科長に報告する。

6 審査にあたり、研究業績にみなしうる実務歴等があるときは、特別の配慮をすることができるものとする。

7 研究科長は、専門委員会の報告をもとに研究科会議に諮り、審議を経て学長が資格を認定する。

(審査の省略)

第4条 前条までの規定にかかわらず、担当教員が本学を退職後引き続き非常勤講師として担当するときは、資格審査を省略することができる。

(資格の取り消し)

第5条 研究科長は、担当教員の過去5年間における研究業績の有無の確認を年1回行うものとする。

2 研究科長は、担当教員に過去5年間の研究業績がないときは、研究科会議に資格の取り消しを諮ることができる。資格の取り消しは、研究科会議の審議を経て学長が決定する。特段の事情があるときは、この限りではない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科会議の審議を経て学長がこれを定める。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。